

# フィンランド共和国相互進出支援体制構築業務委託仕様書

## 1 目的

本業務はフィンランド共和国（以下「フィンランド」という。）のスタートアップを本県に誘致するとともに、スタートアップ・企業（以下「スタートアップ等」という。）との交流や連携を促進するほか、県内スタートアップ等の海外進出や県外市場への事業拡大を図るなどにより、ビジネス交流を促進することで地域経済の活性化することを目的とする。

## 2 業務の委託期間

契約締結日から令和9年2月28日まで

## 3 委託業務の内容等

(1)～(4)に基づき、スタートアップ等が相互に進出し、ビジネス交流・連携が促進される支援体制の構築に向けた取組を企画・運営すること。

### (1) 相互進出を促進するための調査・支援体制の整備

本業務では、本県及びフィンランドのスタートアップ等の相互進出を円滑に進めるための、現地スタートアップ支援機関等との連携（ヒアリング、フィールド調査）を通じ、進出に必要な諸制度の調査・取りまとめを行うとともに、本県の強みを生かした効果的なワンストップ支援体制の構築を図る。

#### ①相互進出における諸制度の包括的な調査・分析

双方が相手国・地域に進出する際に必要となる諸制度（法務、労務、税制、在留資格、資金調達環境等）について包括的な調査を行い、実務的なガイドラインとして取りまとめること。その際、スタートアップ等が実際に進出する際の具体的な障壁（ボトルネック）を抽出・分析すること。

#### ②ワンストップ支援体制および支援メニューの設計

フィンランドのスタートアップ等の本県への呼び込み、および本県スタートアップ等のフィンランド進出をワンストップで支援するための体制を整備すること。

#### (提案を求める事項)

##### i ボトルネック解消のための手法

双方のスタートアップ等が相互進出を検討・実施する際、上記①で特定した障壁（商慣習、法規制等）を効果的に解消・緩和するための具体的な支援や、相談手法。

##### ii 本県独自のワンストップ支援メニューの企画・提案

本県の持つビジネス資源やポテンシャル（例：エネルギー資源、地域の社会課題等および産業特性を生かし、他自治体との差別化による受入・進出支援メニュー（例：現地パートナーとのマッチング等）の具体的な提案。

##### iii 現地支援機関等との連携ネットワーク構築

フィンランド現地の主要なスタートアップ支援機関、コミュニティ等との連携体制を構築するための手法、提案者の強みの活用策。

### (2) 秋田県内企業の意向調査の実施

フィンランド進出や現地スタートアップとの協業に関心のある県内スタートアップ等の意向・課題を把握し、ビジネス交流の基礎資料として取りまとめる。

#### ①意向調査・ヒアリングの実施

県内スタートアップ等に海外進出・連携への関心度、希望時期・分野、課題

(資金、人材等)を把握する調査・ヒアリングを実施する。

## ②調査結果の分析・整理

収集した情報を分析し、フィンランド企業等に直接訴求できる形式で成果品として取りまとめる。

## (提案を求める事項)

### i 効果的な調査手法

スタートアップ等の潜在的ニーズ、課題を的確に引き出すための工夫

### ii 独自の分析・評価

調査結果から得られた協業・進出の可能性が高い企業を特定する手法

### iii 施策との連動

調査結果を他のスタートアップイベントにどう連動し成果につなげるのか

## (3)フィンランドのスタートアップ等が本県を訪問する際のコーディネート等

フィンランドのスタートアップ等および関係者が本県を訪問する際、円滑かつ効果的な視察・交流が行うことができるよう、以下のコーディネート業務を実施する。企画提案にあたっては、想定するコーディネート方法を明記すること。

### ①行程の立案・管理

訪問者の目的・ニーズに応じた県内視察・面談等の行程（スケジュール）を立案し、全体の進行管理を行うこと。

### ②県内アテンドおよび実務サポート

滞在中の県内動向（アテンド）、訪問先との調整、移動に係る必要な連絡調整・サポートを行うこと。

## (4)相互進出を加速化させるための合同イベントの実施

双方の相互理解を深め、将来的な進出や協業に向けた実践的な交流・商談機会を創出するため、以下の合同イベントを実施する。

企画提案にあたっては、想定する実施内容、実施時期を明記すること。

### ①情報共有セッションの実施

双方のビジネス環境、法令・商慣習、産業構造等の情報を提供するオンラインセッションを実施すること。

### ②ピッチイベントおよび商談会の開催

県内スタートアップ等によるビジネスアイデア等の発表会（ピッチ）や、相互交流および個別商談（双方のスタートアップ等の状況に応じて）の場を設けること。

### ③フィンランド関係者の参加促進

オンラインまたは現地招聘により、フィンランドのスタートアップ等や支援機関の参加を促し、実効性のある交流・ビジネス環境を整備すること。

## (5)企画提案に係る留意事項

- 提案する内容は、業務目的の達成に有効かつ実効性を備えているものとする。
- 提案書には、各業務に関するスケジュール及び実施体制を示すこと。
- 提案に係る経費の内訳を示すこと。
- 本業務は、国の「新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）」を充当して実施することから、特定の個人や個別企業に対する給付、飲食に係る経費は委託経費に含めることができない。（例：イベント参加者に配布するノベルティやプレゼント等の経費）

## 4 実績報告

委託事業を完了したときは、遅滞なく県に対して委託業務完了届、実績報告書、その他県が指示する資料等を提出すること。

## 5 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、企画提案内容に基づき、県と協議を行い、双方合意した内容により行うものとする。
- (2) 本業務の全てを第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ県に協議を行い、県が承認した場合のみ、業務の一部を第三者に再委託することができる。
- (3) 受託者は、本業務（再委託を含む。）を実施する上で知り得た情報を目的外の利用や第三者に開示、漏えいしてはならない。また、契約終了後にあっても同様とする。ただし、あらかじめ県の承認を得たとき、又は受託者の責めに帰すべき事由によらずして公知となったときは、この限りではない。
- (4) 本業務の実施に当たり、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。
- (5) 成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び28条に規定する権利を含む。）及び業務の結果生じるその他の権利は県に帰属するものとする。
- (6) 受託者は、県との協議により定めた金額の範囲内において、委託料の概算払を請求することができる。
- (7) 本仕様書に定めのない事項で、かつ、業務遂行上必要となる事項については、その都度、県と事前協議を行い、調整を図るものとする。